

第 2 号（平成 3 0 年 9 月 2 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成30年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成30年9月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年9月27日午前 9時59分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年9月27日午前10時43分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

7番 丸山 久志 10番 木村 武壽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 野崎 裕美 議会書記 坂井幸一郎

議会書記 梶田 篤志 議会書記 仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男 副町長 中谷 浩三

参 与 島田 智雄 教 育 長 松田 定

理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西田 哲弥
学校教育課長・
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
税 務 課 長 乾 浩朗
住 民 福 祉 課 長 中坊 玲子
高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
同和・人権政策課長 西島 豊広
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 平間 克則
代 表 監 査 委 員 小川 均

理事兼地域創生推進室長事務取扱 眞木 伸浩
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小笠原温美
上 下 水 道 課 参 事 森田 肇
いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 木田 ゆかり
学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成30年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成30年9月27日（木）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 平成29年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第50号 平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第51号 平成29年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第52号 平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第54号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第7 平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第8 発議第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、ご参集、ご苦労さまでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

町長より、議案第54号として、井手町監査委員選任につき同意を求める件が追加提案として提出されております。また、谷田利一議員より、発議第5号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから平成30年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、平成29年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。監査委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、29年度におきます監査に対します補足説明をさせていただきたいと思っております。

監査委員としてともに職務を遂行してまいりました村田忠文議員が、9月7日にご逝去されました。短い期間ではございましたけれども、監査委員として、忠実に監査の実務に携わっていただきました。本当にありがたく思っております次第でございますけれども、生前のご厚情に深く感謝するとともに、心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、本題の方にまいらせていただきたいと思います。

さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。

8月27日、8月29日、9月3日の3日間にわたりまして、先ほど言いましたとおり、村田議員と一緒に決算監査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務聴取、その他の審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳票の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳を照合監査した結果、計数はいずれも正確であると認めました。平成29年度は、井手町第4次総合計画で示す六つの基本目標に沿い、目標達成に向けて着実に取り組まれているところであります。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多くを占める状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各種事業を着実に遂行されており、高く評価するところであります。一方、歳出につきましても、安心・安全のため、防災広場整備や町営住宅の長寿命化、また町道や橋等のインフラ整備など、積極的に取り組まれているとともに、早い時期から人件費の削減や事務の再編整理など、積極的に行政改革に取り組まれていることが現在の健全財政につながっていることは言うまでもありません。さらに、計画的な基金を積み立て、それら基金を有効に運用されて、健全な行政運営等に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられるところでございます。

また、特別会計及び水道会計につきましても、経費削減の努力の跡が見受けられ、全ての会計で黒字であったことを確認いたしました。

今後につきましても、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入歳出両面において、中長期的な視点に立ち、実効性のある事務、事業の進行管理に基づいた行財政運営により、健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたしております。

追伸になりましたが、監査に当たりまして、当局の職員の皆様によりまし

ては、事務がスムーズに行くために協力していただきましたことを申し添えておきます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第3、議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第50号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第50号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

平成29年度井手町一般会計歳入歳出決算書、平成29年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、平成29年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成29年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成29年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に附する。

それでは、166ページをごらんください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額50億8,476万9,138円、歳出総額46億6,281万6,475円、歳入歳出差引額4億2,195万2,663円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費逓次繰越額0円、繰越明許費繰越額4,427万6,000円、事故繰越し繰越額0円、計4,427万6,000円、実質収支額3億7,767万6,663円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申し上げます、

0円でございます。

続きまして、202ページをごらんください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額11億145万2,511円、歳出総額11億8,445円、歳入歳出差引額144万4,066円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額144万4,066円、基金繰入額0円でございます。

次に、216ページをごらんください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額4,253万3,196円、歳出総額3,861万1,385円、歳入歳出差引額392万1,811円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額392万1,811円、基金繰入額0円でございます。

次に、230ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億450万4,407円、歳出総額1億197万3,276円、歳入歳出差引額253万1,131円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額253万1,131円、基金繰入額0円でございます。

次に、258ページをごらんください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書でございます。

区分、歳入総額8億5,806万2,616円、歳出総額8億3,064万849円、歳入歳出差引額2,742万1,767円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額2,742万1,767円、基金繰入額0円でございます。

次に、268ページをごらんください。介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額2,048万3,119円、歳出総額390万3,256円、歳入歳出差引額1,657万9,863円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,657万9,863円、基金繰入額0円でございます。

次に、284ページをごらんください。公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額4億3,812万2,060円、歳出総額4億2,242万4,577円、歳入歳出差引額1,569万7,483円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,569万7,483円、基金繰入額0円でございます。

次のページ、285ページをごらんください。平成29年度財産に関する調書でございまして、内容につきましては、後ほどごらんおきください。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第51号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第51号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

平成29年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に附する。

それでは、1ページをごらんください。平成29年度井手町水道事業会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款、水道事業収益、当初予算額1億2,751万円、合計、同額でございます。決算額1億2,744万7,673円、予算額に比べ、決算額の増減、以下増減と申し上げます、6万2,327円の減。第1項営業収益、当初予算額1億283万6,000円、合計、同額です。決算額1億209万840円、増減74万5,160円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,467万3,000円、合計、同額です。決算額2,535万6,833円、増減68万3,833円。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計、同額です。決算額はございません。増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億2,852万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億473万15円、不用額2,379万2,985円。第1項営業費用、当初予算額1億1,585万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額9,424万2,371円、不用額2,1

61万629円。第2項営業外費用、当初予算額1,216万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1,048万7,028円、不用額168万972円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額616円、不用額1,384円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額50万円。

次のページをごらんください。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額3,900万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額3,172万6,380円、予算額に比べ、決算額の増減、以下、増減と申し上げます、727万6,620円の減。第1項企業債、当初予算額2,200万円、小計、合計ともに同額です。決算額1,650万円、増減550万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額111万780円、増減11万780円。第3項寄附金、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額はございません。1,000円の増減、1,000円の減です。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額はございません。増減1,000円の減。第5項負担金、当初予算額1,600万1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1,411万5,600円、増減188万5,400円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額8,294万5,000円、小計同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額100万円、以下、繰越額と申します。合計8,394万5,000円、決算額6,010万5,191円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます。1,700万円、合計、同額でございます。不用額683万9,809円。第1項建設改良費、当初予算額5,692万円、小計、同額です。繰越額100万円、合計5,792万円、決算額3,408万1,843円、繰越額1,700万円、合計、同額です。不用額683万8,157円。第2項企業債償還金、当初予算額2,602万4,000円、小計、合計ともに同額です。決算額2,602万3,348円、繰越額はございません。不用額652円。第3項その他資本的支出、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額はございません。繰越額ございません。不用額1,0

00円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,837万8,811円は当年度消費税資本的収支調整額214万2,686円及び過年度分損益勘定留保資金2,623万6,125円で補填した。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第52号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第52号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に附する。

それでは、14ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

区分、歳入総額287万338円、歳出総額218万217円。歳入歳出差引額69万121円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額69万121円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ございません。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成29年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第52号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件まで

の3件については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、脇本尚憲議員、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、古川昭義議員、丸山久志議員、中坊陽議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には丸山久志議員、副委員長には中坊陽議員と決定いたしました。

次に、日程第6、議案第54号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山久志議員の退場を求めます。

（丸山久志議員退場）

議長（岡田久雄） 提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第54号、井手町監査委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原26番地、丸山久志氏、昭和34年4月11日生まれ。なお、任期は議会の議員の任期まででございます。委員は2名でございます、他の委員は小川均氏でございます。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第54号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第54号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第54号、井手町監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

丸山久志議員の入場を許します。

（丸山久志議員入場）

議長（岡田久雄）　次に、日程第7、平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けることにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　それでは、平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。取得実績明細票でございます。井手町分の取得実績はございません。次に、売却実績明細票でございます。こちらにつきましても、井手町分の売却実績はございません。

次に、20ページをごらんください。公有用地明細票でございます。井手町分の公有地はございません。

次に、24ページをごらんください。短期借入金明細票でございます。井手町分の借入金はございません。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で日程第7を終わります。

次に、日程第8、発議第5号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題とします。

発議第5号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2番（谷田利一） 2番、谷田利一です。

朗読をもちまして、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を提出します。

発議第5号、提出者、井手町議会議員、谷田利一。賛成者、井手町議会議員、西島寛道。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、京都府における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、井手町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年9月27日、井手町議会。

以上です。ぜひとも同僚議員の皆様のご賛成をよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 提案者に 3 点お伺いします。

1 点は、誘致しようとしている国際博覧会とカジノを含む統合型リゾート、I R との関連性をどのようにお考えになってるかということです。この決議案の 2 行目から 3 行目に、新たな産業や観光のイノベーションという言葉がありますけれども、これはカジノも意図しておっしゃっていることなのか。

2 点目に、経費の問題です。誘致委員会が説明書を議会にも送ってくださっていますけれども、それを見ますと、総事業費は 1, 250 億、運営費が 800 億から 830 億円というようなことで、2, 000 億を超える巨大なプロジェクトとなるんですが、この経費を誰が負担するのか。経済界は 3 分の 1 ということですから、公費が 3 分の 2 ということになるので、国民の負担は非常に大きいと思うんですけれども、赤字が出た場合、誰が負担することになるんでしょうか。さらに、この地域に鉄道を延伸するというようなインフラ整備がその上にまだかかってまいります。こういう経費についても十分ご理解いただいた上で、誘致を進めようというお考えなのでしょうか。

3 点目は、場所の問題です。この予定地となっています夢洲というのは、もともと廃棄物、ごみの埋め立てによる人工島でありますし、高潮や津波、液状化等の心配はないのか。この間の台風 21 号で関空が水没するというようなことがありました。こういう点についても、もう一度、場所についても検討を加える必要があるのではないかと。

その 3 点、提案者の方のお考えを伺います。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2 番（谷田利一） まず万博と I R の件ですけども、それぞれ独立した事業であるというように聞いておりますので、相互の依存性はないと思います。あとについては、ただいま発議したとおりでございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 1 番目の答弁で、万博と I R とはそれぞれ独立した事業とおっしゃいましたので、提案者の方はカジノを含む I R 推進の立場には立たれていないということでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

2番（谷田利一） そのとおりでございます。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論を行います。

ただいま提案されております2025年の国際博覧会の誘致に関する決議については、3点、大きな問題があると思います。

1点目には、カジノを含む統合的リゾート開発、IRとの関連であります。提案者の方は、独立した別の事業、みずからはカジノを含むIRの推進の立場には立たないというご説明であります。となると、これは非常に矛盾すると思うわけです。大阪府も大阪市も、これは一体のものとして進めるというふうに明言されておりますので、そのことを切り離して誘致を推進するということは、矛盾する話であると思います。カジノについては、刑法では禁じられている賭博というギャンブル行為をなぜこのIRに限って認めるのかというようなことについて、国民的な議論が十分熟しているとは思えません。多くの国民がカジノについては不安を抱いている、そういうものを進めるということについては、いかがなものかと思えます。

2点目の経費の問題ですが、非常に莫大な経費がかかる。これについて、入場料等の試算というようなものも今、お聞きもしておりませんし、実際に確保できるのか。大阪府や大阪市は、インフラ整備については、カジノの事業者が地下鉄やJRの延伸費用を求めるなどということも言っています。これはもちろん、一体に進めるという考えですから、そういう経費の求め方もしているわけですが、実際に誰が負担するのかということは非常に不安が残ります。結局、赤字が出た場合に、国民負担がかかってくる。実際、2000年に行われたドイツのハノーバーの博覧会というのは莫大な赤字が生まれ、それはドイツ政府と地元の州が今も負担をし続けているという状況です。

3点目の予定地の安全性ということですが、これまでも南海トラフ地震に

よって大阪湾の沿岸部は大丈夫かという議論があったわけですが、今回の台風21号によりまして、まさに50年に1度を超えるような被害が実際に関空で起こってしまった。同じような人工島である夢洲におきまして、同じようなことが起こらないとは限らない。台風が、もし、もう少し北寄りのコースをとっていたら、夢洲も直撃を受けたということは想像にかたくありません。いま一度、場所については当然検討をするべきことだと思いますが、その点についても言及がありません。

もろ手を挙げて経済界とともに推進するんだという立場には井手町議会として立つべきではないと思いますので、反対いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、発議第5号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第10、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成30年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時43分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 木 村 武 壽